

第1回

四市複合事務組合
特別養護老人ホーム三山園
あり方検討審議会
説明資料

令和4年5月17日

1. 四市複合事務組合について

- (1) 一部事務組合 . . . 2
- (2) 概要 . . . 5
- (3) 沿革 . . . 10

2. 特別養護老人ホームの位置づけについて

- (1) 老人福祉法における特養 . . . 12
- (2) 介護保険法施行後の動向 . . . 14
- (3) 国の動向 . . . 20

3. 関係市の動向について

- (1) 統計 . . . 24
- (2) 特養の設置状況等 . . . 31
- (3) 通所の設置状況等 . . . 35

4. 特別養護老人ホーム三山園について

- (1) 概要 . . . 36
- (2) 職員体制 . . . 42
- (3) 利用状況 . . . 49
- (4) 収支状況 . . . 59
- (5) 三山園経営再建計画 . . . 71

5. 三山園あり方検討審議会について

- (1) 趣旨 . . . 84
- (2) 根拠 . . . 86
- (3) 諮問事項 . . . 88

1. 四市複合事務組合（特別地方公共団体）

○一部事務組合

四市複合事務組合は地方自治法第1条の3に基づく特別地方公共団体であり、同法第284条第2項に規定する、市町村等が行う事務の一部を複数の市町村等が共同で行う目的で設立する一部事務組合である。

ごみ処理、し尿処理、水道・下水道、消防、火葬場などは各市町村ではなく、一部事務組合で運営している例が全国的にも多く見られる。

また、公営競技（地方競馬・競輪・競艇）を主催する団体として一部事務組合を設置しているものも多い。

（千葉県内の例）43団体（うち広域連合2団体）資料⑦

佐倉市酒々井町清掃組合、九十九里地域水道企業団、
匝瑳市横芝光町消防組合、一宮聖苑組合、千葉県競馬組合 など

2. 法的根拠

○地方自治法

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

1. 四市複合事務組合の概要

設 立：昭和45年10月31日

関 係 市：船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市

管理者等：・ 管理者 船橋市長

(規約第9条第2項 資料⑧)

管理者は、組合議会において関係市の長の中から選挙する。

・ 副管理者 船橋市副市長

・ 会計管理者 船橋市会計管理者

(規約第9条第4項 資料⑧)

副管理者及び会計管理者は、組合の事務所の所在する関係市の副市長（副市長が二人以上あるときは、管理者が指定する副市長）及び会計管理者をもって充てる。

議 会：毎年2月（予算）及び8月（決算）に開催
議 員：13人※船橋市のうち1人は管理者
（船橋市5人、習志野市3人、八千代市3人、鎌ヶ谷市2人）

組合の共同処理する事務（規約第3条 資料⑧）

- 1 特別養護老人ホーム三山園の設置及び整備に関する事。
- 2 特別養護老人ホーム三山園の管理及び運営に関する事。
- 3 斎場の施設の設置及び整備に関する事。
- 4 斎場の管理及び運営に関する事。

組合経費の支弁の方法（規約第13条 資料⑧）

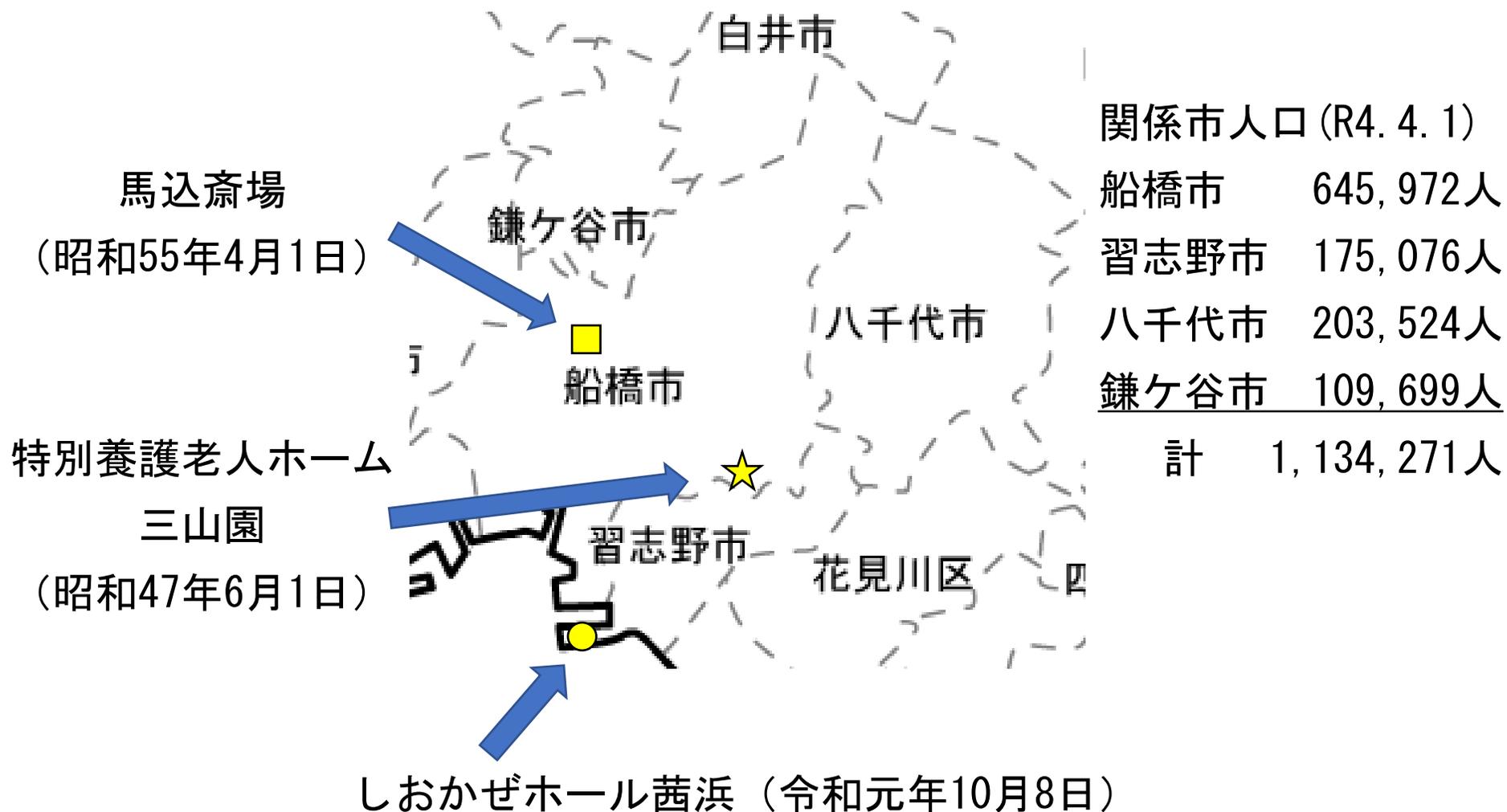
組合の経費は、関係市の分賦金、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（分賦金の負担割合）

- | | | | |
|-----|--------|--------|---------|
| 1・3 | 均等割 3割 | 人口割 7割 | |
| 2 | 均等割 3割 | 人口割 4割 | 入所者割 3割 |
| 4 | 均等割 3割 | 人口割 3割 | 利用者割 4割 |

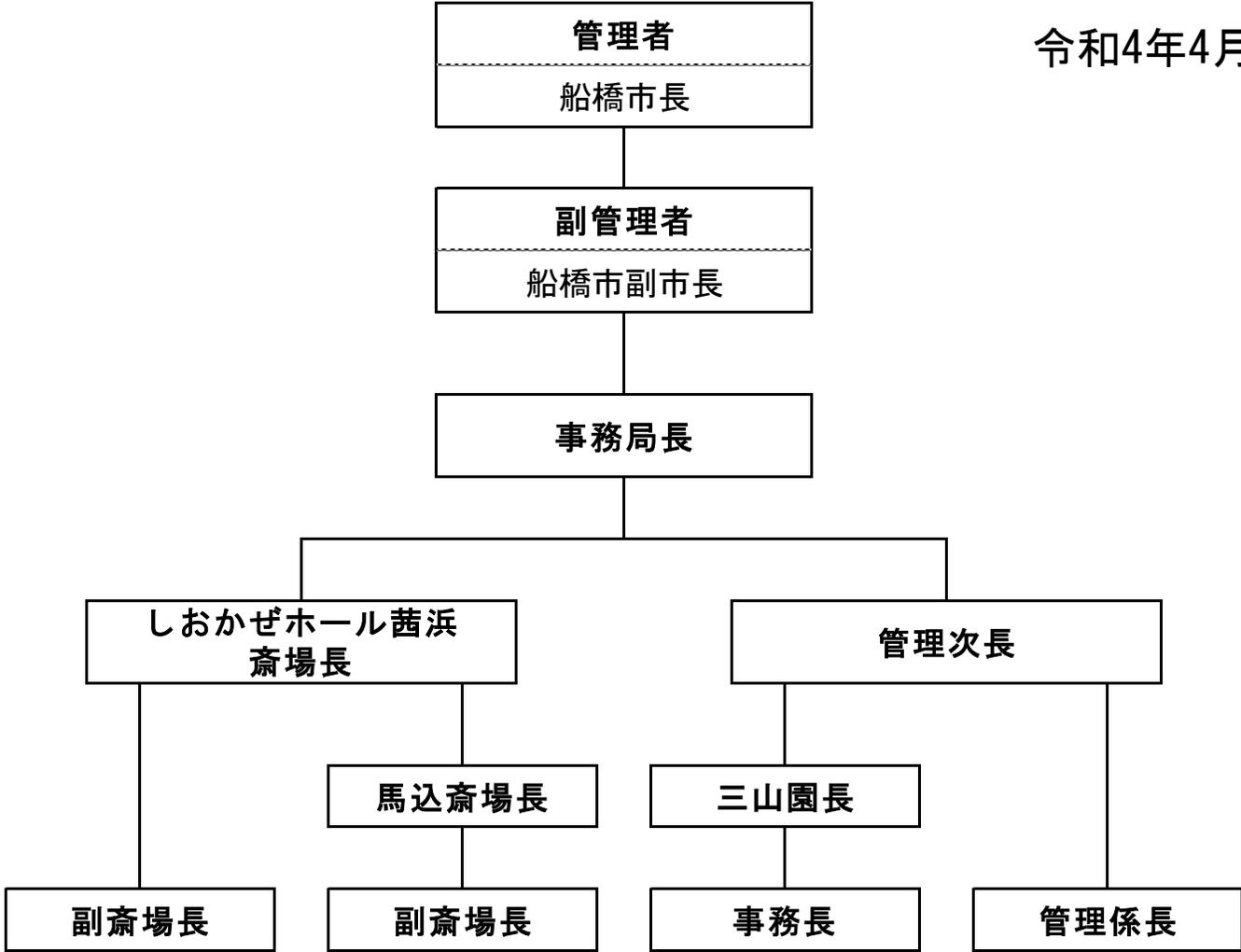
- 1 特別養護老人ホーム三山園の設置及び整備に関する事。
- 2 特別養護老人ホーム三山園の管理及び運営に関する事。
- 3 斎場の施設の設置及び整備に関する事。
- 4 斎場の管理及び運営に関する事。

2. 施設



3. 組織

令和4年4月1日現在



1. 四市複合事務組合について (3) 沿革

- 昭和45年10月31日 船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷町老人福祉施設組合設立
- 昭和47年 6月 1日 特別養護老人ホーム三山園の運営を開始（特養100床）
- 昭和52年 4月 1日 四市複合事務組合に名称を変更
3月31日に解散した船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市伝
染病予防組合の事務を継承
斎場事業を追加（習志野市以外の3市）
- 昭和55年 4月 1日 馬込斎場の運営を開始（火葬炉12基等）
- 平成 5年 4月 1日 習志野市が斎場事業に加入
- 平成11年 3月31日 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施
行に伴い、伝染病予防法が廃止されたことから、伝染病隔離病
舎事業を終了
- 平成12年 4月 1日 介護保険法の施行に伴い、特別養護老人ホーム三山園事業が介
護老人福祉施設及び短期入所生活介護の指定事業所となる

1. 四市複合事務組合について (3) 沿革

- 平成15年 2月 1日 特別養護老人ホーム三山園の老朽化に伴う建替の第1期工事が完了し、新施設（76床）による運営を開始
- 平成16年 4月 1日 特別養護老人ホーム三山園建替事業が完了し、施設（特養100床・短期入所20床・認知症専用通所介護10人）を全面供用開始
- 平成17年 4月 1日 馬込斎場の火葬炉増設等工事が完了し、火葬炉15基等による運営を開始
- 平成18年 4月 1日 介護保険法の改正に伴い、特別養護老人ホーム三山園の通所介護事業が、認知症対応型通所介護施設となり定員が10人から12人に拡大
- 令和元年10月 8日 しおかぜホール茜浜の運営を開始（火葬炉12基等）
- 現在 馬込斎場の大規模改修工事中

2. 特別養護老人ホームの位置づけについて (1) 老人福祉法における特養

1. 老人福祉法

(特別養護老人ホーム)

第20条の5 特別養護老人ホームは、第11条第1項第2号の措置に係る者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(老人ホームへの入所等)

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

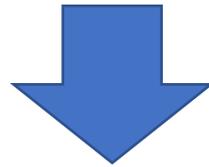
1 (略)

2 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該地方公共団体以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

2. 措置制度

福祉サービスを必要としている人に対して、行政が指定した老人ホームに利用者を入所させる制度

- ・ 行政がサービスの種類（特養、デイ等）、提供施設を決定
- ・ 利用者負担は「応能負担」



利用者に選択する権利はなく、行政処分として入所させる

1. 介護保険制度の導入

①老人福祉法における問題点

- ・市町村がサービスの種類、提供機関を決定するため、利用者がサービスの選択をすることができない
- ・所得調査が必要なため、利用に当たって心理的抵抗感が伴う
- ・市町村が直接あるいは委託により提供するサービスが基本であるため、競争原理が働かず、サービス内容が画一的となりがち
- ・本人と扶養義務者の収入に応じた利用者負担（応能負担）となるため、中高所得層にとって重い負担

②導入の背景

- ・ 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加、介護期間の長期化などの介護ニーズの増大
- ・ 核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況の変化
- ・ 従来の老人福祉・老人医療制度による対応の限界



高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み（介護保険）を創設

1997年介護保険法成立、2000年介護保険法施行

2. 介護保険法

①基本的な考え方

- ・ 自立支援

単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするということを超えて、高齢者の自立を支援する。

- ・ 利用者本位

利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度

- ・ 社会保険方式

給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用

②介護老人福祉施設

(介護保険法)

第8条第27項 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。以下この項において同じ。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

3. 契約制度

利用者が自らサービス及び施設を選択し契約する制度

- ・ 利用者が自由にサービスを選択し、施設と直接契約
- ・ 利用者負担は「応益負担」



「行政処分」から「契約」へと変化

2. 特別養護老人ホームの位置づけについて (2) 介護保険法施行後の動向

4. 特別養護老人ホームの増加

千葉県内施設数：510（令和4年4月1日現在）

介護保険法施行前の昭和45年度～平成11年度に開設した施設数：137

平成12年度～令和4年4月1日に開設した施設数：373

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
4	6	11	11	12	11	13	8
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
11	6	5	24	51	15	44	29
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
13	27	24	15	9	20	4	373

引用：千葉県「施設一覧表（令和4年4月1日現在）資料⑨」より作成

1. 地方公営企業について

①地方公営企業とは

地方公営企業法、地方財政法及び地方自治体の条例に基づき、地方自治体が経営する企業のこと。地方公営企業法第2条に水道事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業等の適用範囲が規定されている。地方自治法第209条の特別会計に分類される。

②地方公共団体の会計区分（地方自治法第209条）

- ・ 一般会計

権力的に賦課徴収される租税によって賄われる

- ・ 特別会計（地方公営企業会計・介護保険会計など）

提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される

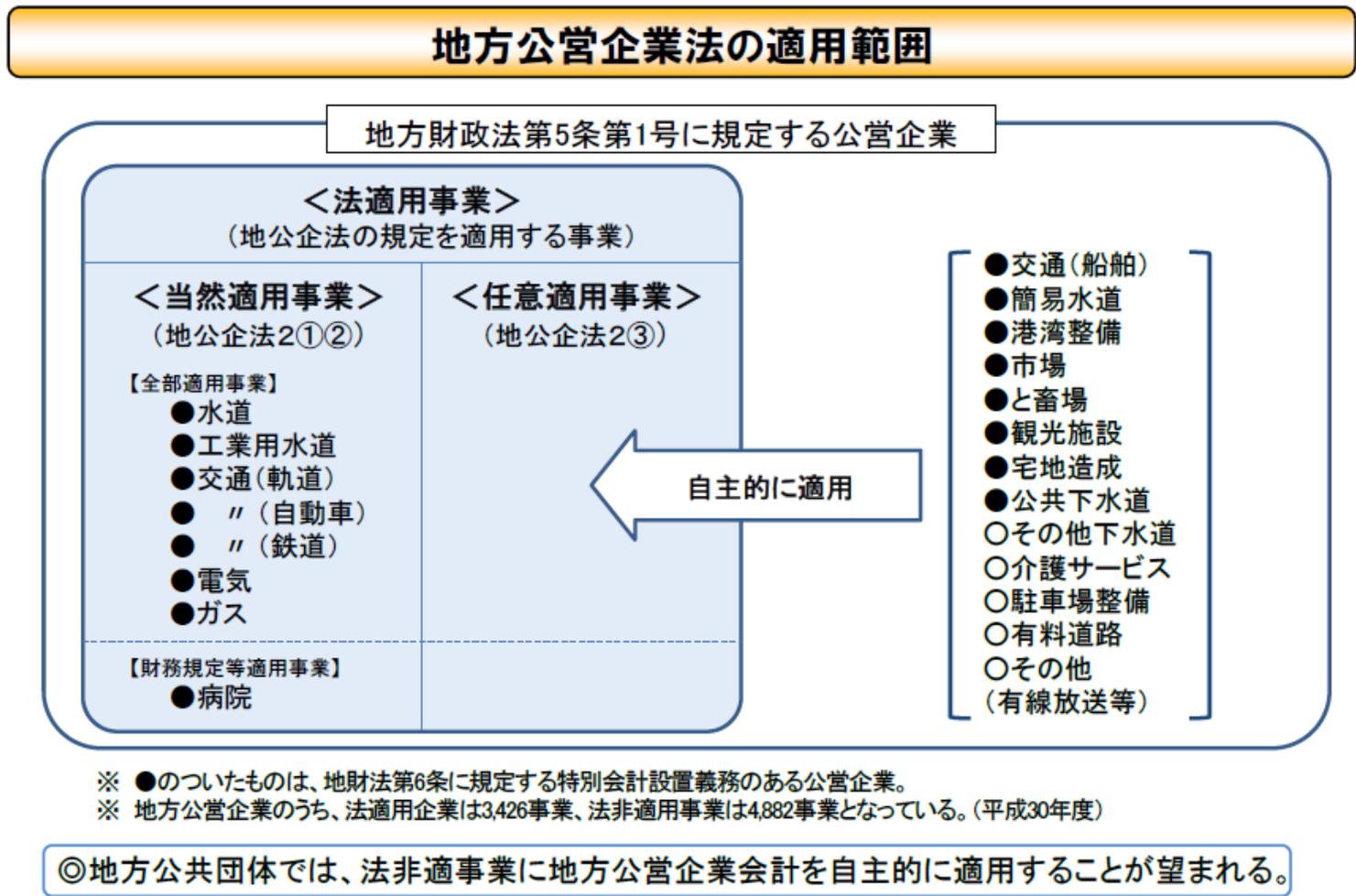
2. 近年の動向

平成21年4月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い、「各地方公共団体においては、各公営企業の事業の特性を勘案しつつ、その経営の実態を的確に把握し、抜本的改革の推進を行うことが望まれる。公営企業の抜本改革の検討に当たっては、現在公営企業が行っている事業そのものの意義、供給しているサービス自体の必要性について検討する必要がある、意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。また、事業の継続、サービスの供給自体が必要であると判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化・民間への事業譲渡等について検討する必要がある。」とされている。

引用：総務省「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成21年7月8日通知）」より作成

3. 介護サービス事業の適用

① 根拠



②介護サービス事業の全国的な取組状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行(平成21年4月1日)以降の
公営企業の抜本的な改革の取組状況

○平成21年4月2日～令和3年3月31日

事業廃止：105件

民営化・民間譲渡：108件

指定管理者制度：74件

※調査を開始した平成16年度～平成21年4月1日

事業廃止：22件

民営化・民間譲渡：76件

指定管理者制度：167件

引用：総務省「地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html

(2022-5-2) より作成

1. 人口・面積

- ・ 船橋市 人口：645,972人（令和4年4月1日現在）
面積：85.62km²
 - ・ 習志野市 人口：175,076人（令和4年3月31日現在）
面積：20.97km²
 - ・ 八千代市 人口：203,524人（令和4年3月31日現在）
面積：51.39km²
 - ・ 鎌ヶ谷市 人口：109,699人（令和4年3月31日現在）
面積：21.08km²
- 計 人口：1,134,271人
面積：179.06km²

引用：各市ホームページより作成

2. 高齢者数

①平成29年度からの推移

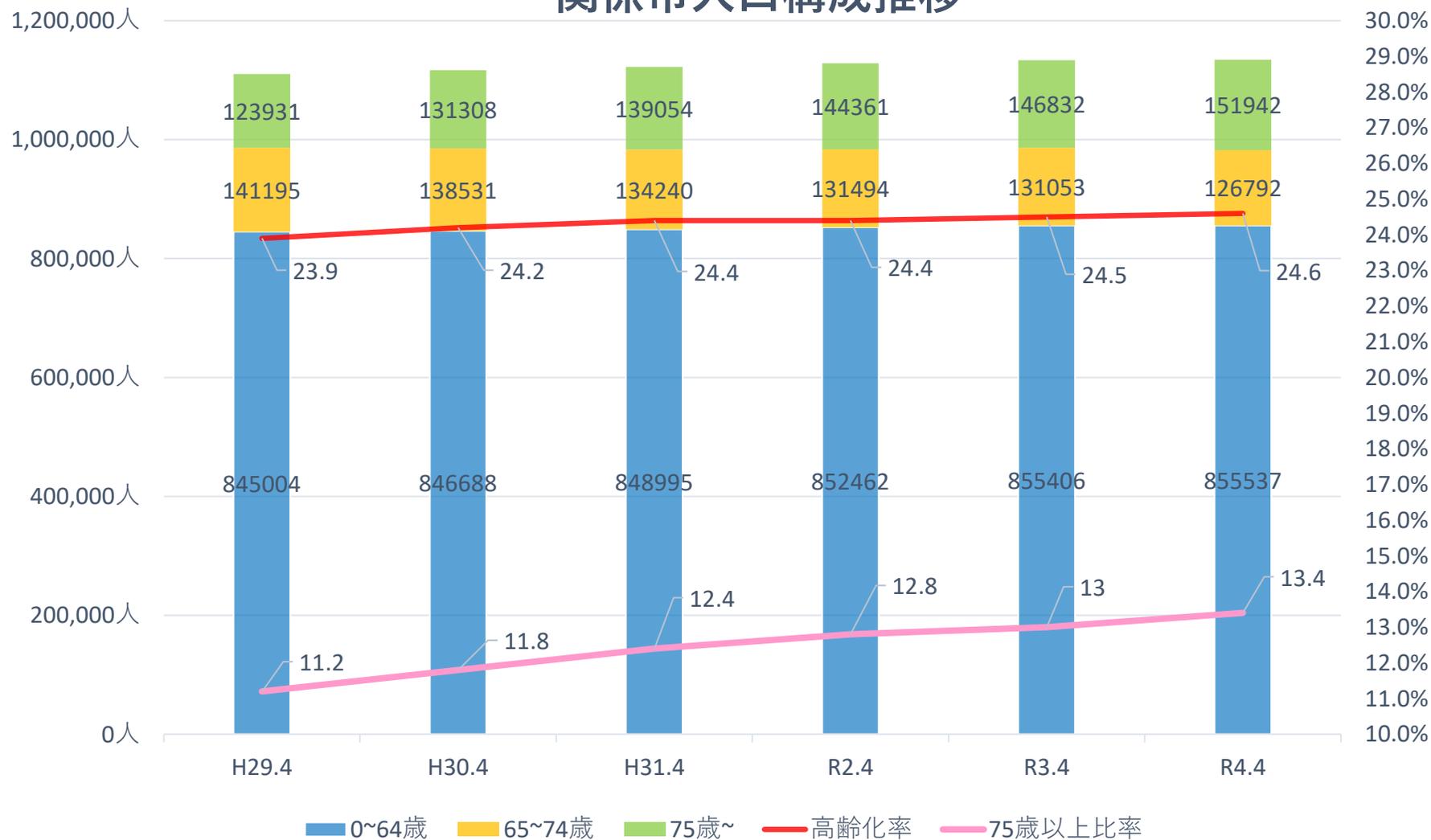
【単位：人】

		H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1
船橋市	人口	632,341	636,539	640,012	643,971	645,450	645,972
	65歳以上	148,203	150,822	152,661	154,125	154,947	155,345
	割合	23.4%	23.7%	23.9%	23.9%	24.0%	24.0%
	うち75歳以上	70,046	74,154	78,240	81,134	82,225	85,046
	割合	11.1%	11.6%	12.2%	12.6%	12.7%	13.2%
習志野市	人口	171,970	172,483	173,362	174,033	175,301	175,076
	65歳以上	39,079	39,721	40,201	40,480	41,058	41,260
	割合	22.7%	23.0%	23.2%	23.3%	23.4%	23.6%
	うち75歳以上	18,433	19,407	20,466	21,078	21,495	22,218
	割合	10.7%	11.3%	11.8%	12.1%	12.3%	12.7%
八千代市	人口	196,144	197,723	198,965	200,275	202,561	203,524
	65歳以上	48,031	48,992	49,693	50,121	50,480	50,770
	割合	24.5%	24.8%	25.0%	25.0%	24.9%	24.9%
	うち75歳以上	22,342	23,772	25,389	26,445	26,928	27,913
	割合	11.4%	12.0%	12.8%	13.2%	13.3%	13.7%
鎌ヶ谷市	人口	109,675	109,782	109,950	110,038	109,979	109,699
	65歳以上	29,813	30,304	30,739	31,129	31,400	31,359
	割合	27.2%	27.6%	28.0%	28.3%	28.6%	28.6%
	うち75歳以上	13,110	13,975	14,959	15,704	16,184	16,765
	割合	12.0%	12.7%	13.6%	14.3%	14.7%	15.3%
合計	人口	1,110,130	1,116,527	1,122,289	1,128,317	1,133,291	1,134,271
	65歳以上	265,126	269,839	273,294	275,855	277,885	278,734
	割合	23.9%	24.2%	24.4%	24.4%	24.5%	24.6%
	うち75歳以上	123,931	131,308	139,054	144,361	146,832	151,942
	割合	11.2%	11.8%	12.4%	12.8%	13.0%	13.4%

引用：各市情報提供データより作成

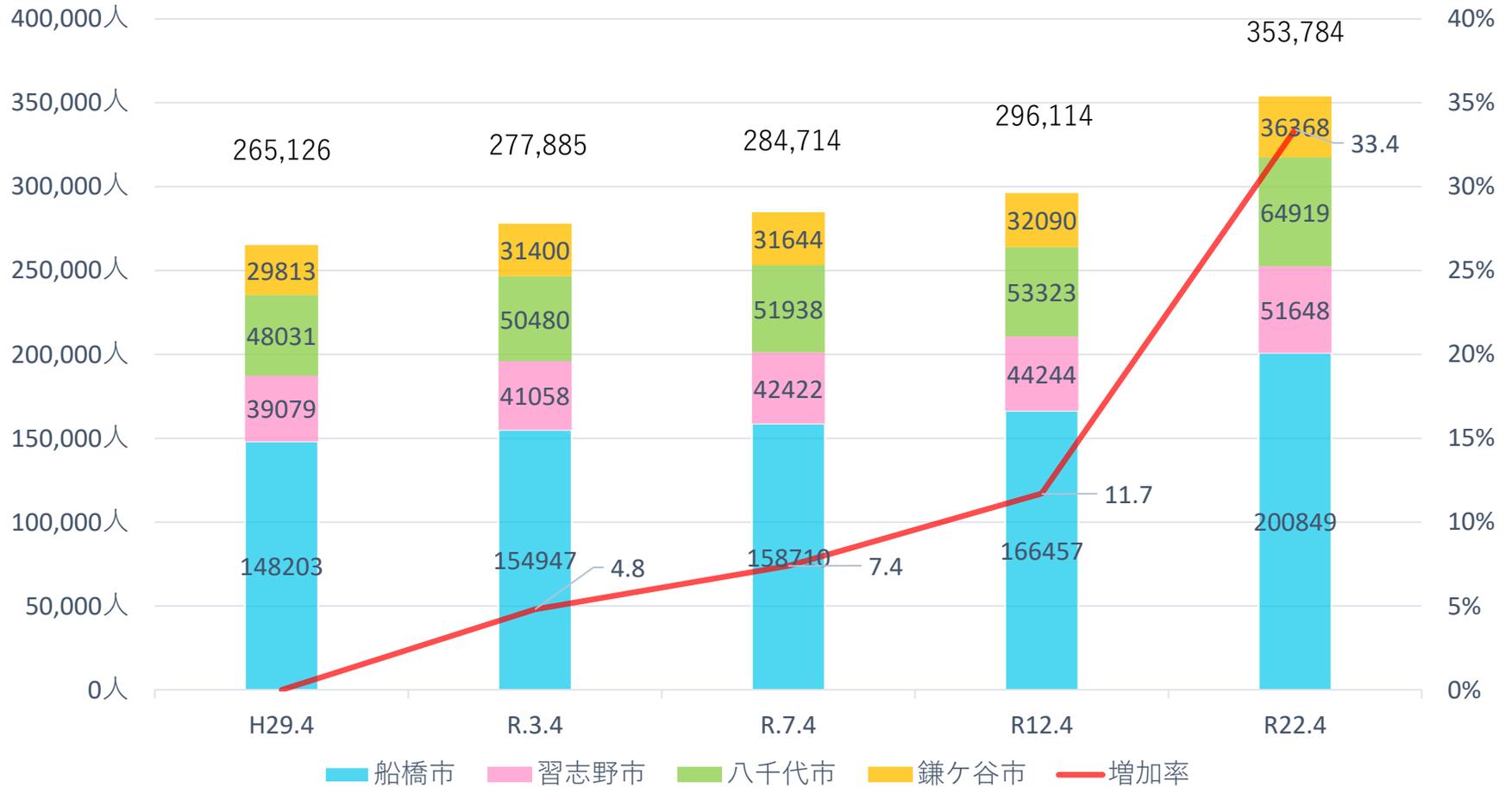
3. 関係市の動向について (1) 統計

関係市人口構成推移



引用：各市情報提供データより作成

②今後の高齢者数推計



引用：各市情報提供データより作成

3. 要介護認定者数

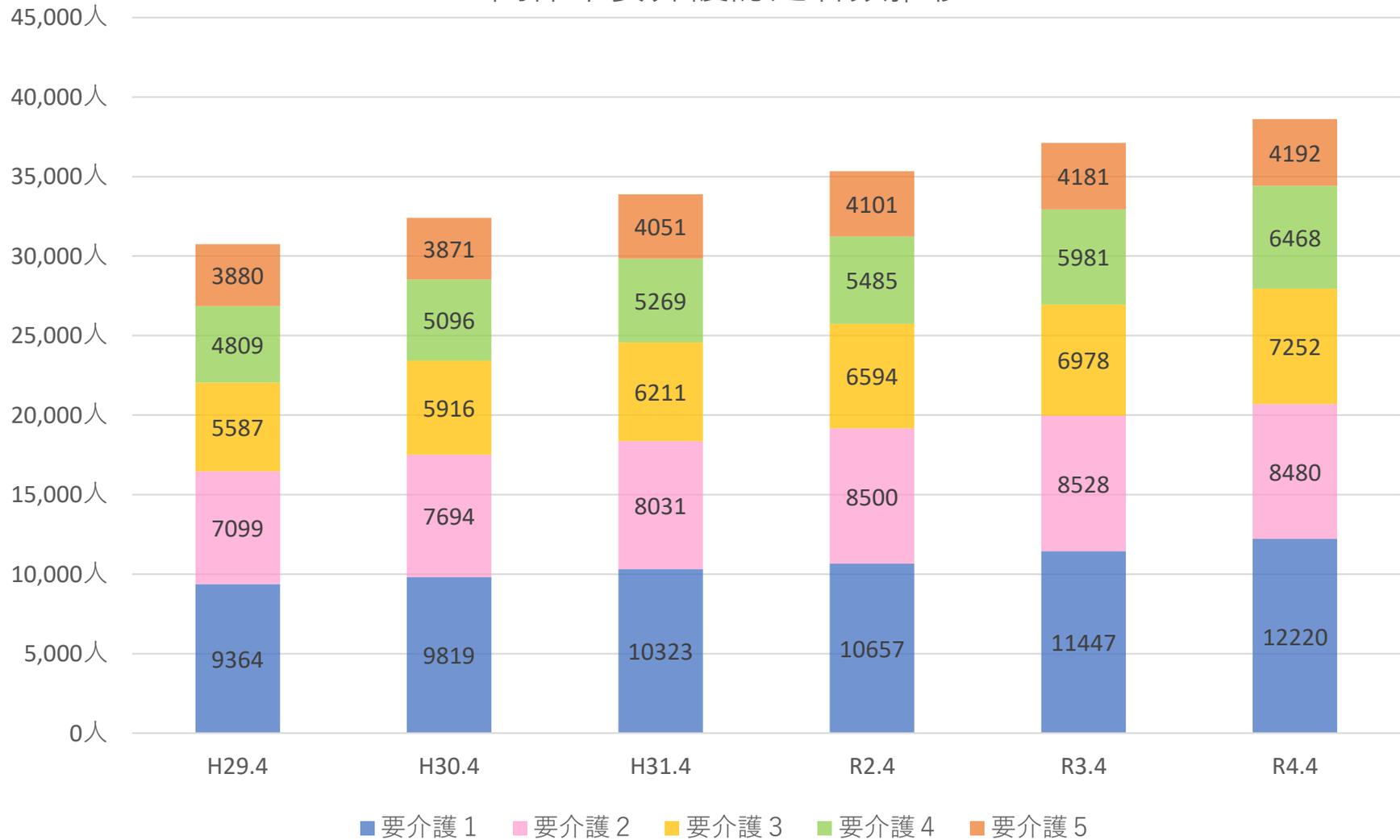
①平成29年度からの推移

要介護度		H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
船橋市	1	5,441	5,599	5,839	5,858	6,255	6,775
	2	4,350	4,724	4,957	5,265	5,167	5,152
	3	3,316	3,579	3,638	3,879	4,076	4,228
	4	2,832	2,973	3,064	3,219	3,461	3,769
	5	2,344	2,339	2,435	2,447	2,438	2,411
	計	18,283	19,214	19,933	20,668	21,397	22,335
習志野市	1	1,468	1,613	1,712	1,835	2,027	2,065
	2	853	901	968	1,007	1,026	1,037
	3	856	829	891	881	966	1,024
	4	691	729	744	782	838	906
	5	499	517	539	567	580	607
	計	4,367	4,589	4,854	5,072	5,437	5,639
八千代市	1	1,464	1,541	1,642	1,804	1,936	2,075
	2	1,152	1,327	1,372	1,451	1,507	1,468
	3	845	927	1,013	1,104	1,179	1,206
	4	816	852	903	893	1,015	1,088
	5	655	653	690	696	729	734
	計	4,932	5,300	5,620	5,948	6,366	6,571
鎌ヶ谷市	1	991	1,066	1,130	1,160	1,229	1,305
	2	744	742	734	777	828	823
	3	570	581	669	730	757	794
	4	470	542	558	591	667	705
	5	382	362	387	391	434	440
	計	3,157	3,293	3,478	3,649	3,915	4,067
合計	1	9,364	9,819	10,323	10,657	11,447	12,220
	2	7,099	7,694	8,031	8,500	8,528	8,480
	3	5,587	5,916	6,211	6,594	6,978	7,252
	4	4,809	5,096	5,269	5,485	5,981	6,468
	5	3,880	3,871	4,051	4,101	4,181	4,192
	計	30,739	32,396	33,885	35,337	37,115	38,612

引用：各市情報提供データより作成

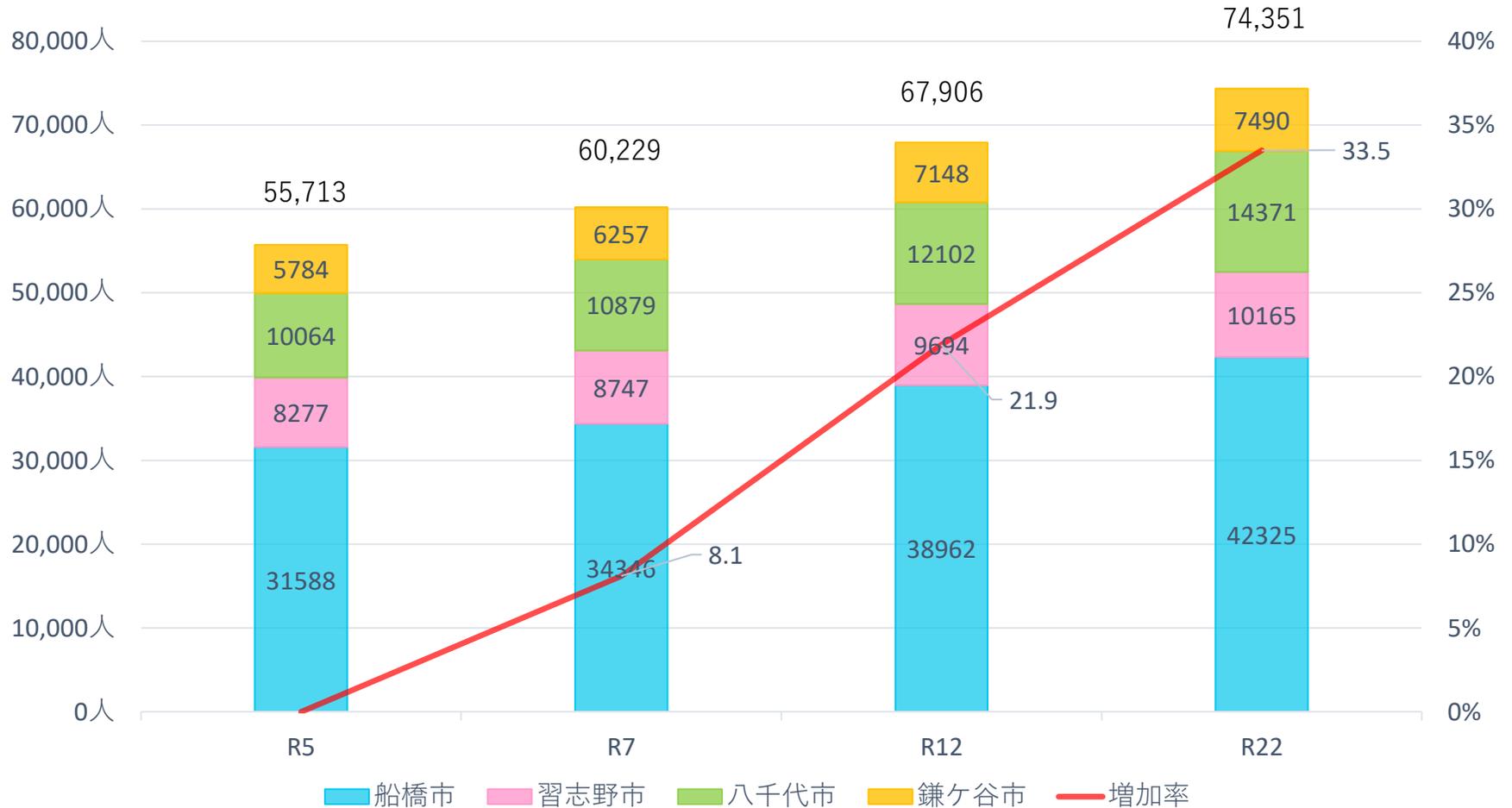
3. 関係市の動向について (1) 統計

関係市要介護認定者数推移



引用：各市情報提供データより作成

②今後の要介護認定者数推計 (要支援含む)



引用：各市情報提供データより作成

3. 関係市の動向について (2) 特養の設置状況等

1. 特別養護老人ホーム設置数 (令和4年4月1日現在)

・ 船橋市	36施設	2,464床
・ 習志野市	12施設	720床
・ 八千代市	12施設	631床
・ 鎌ヶ谷市	12施設	746床

※従来型、ユニット型併設等の場合、それぞれカウント (事業所ごと)

計 72施設 4,561床

公設公営：船橋市 1施設 (三山園)

指定管理者制度：船橋市 1施設

引用：千葉県「施設一覧表 (令和4年4月1日現在) 資料⑨」より作成

3. 関係市の動向について (2) 特養の設置状況等

※千葉県内 510施設 (令和4年4月1日現在)

- ・ 公設公営 3施設 . . . 四市複合事務組合 (三山園)
大多喜町 (令和4年度末廃止)
(地独) 総合病院国保旭中央病院

大多喜町については、令和5年度より民間施設が1つオープンすることに伴い廃止となる。

- ・ 指定管理者制度 3施設 . . . 船橋市、浦安市、野田市

平成15年4月1日現在		令和4年4月1日現在
公立施設 10施設	⇒	民営化 3施設
		廃止 1施設

3. 関係市の動向について (2) 特養の設置状況等

2. 関係市における特養開設数推移

関係市内施設数：72（令和4年4月1日現在）

介護保険法施行前の昭和47年度～平成11年度に開設した施設数：18

平成12年度～令和4年4月1日に開設した施設数：54

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1	1	1	1	1	2	2	2
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1	1	0	3	7	2	6	5
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
0	4	6	2	1	3	2	54

引用：千葉県「施設一覧表（令和4年4月1日現在）資料⑨」より作成

3. 今後の開設予定

・ 令和4年度

船橋市 1施設 90床

八千代市 1施設 80床

・ 令和5年度

鎌ヶ谷市 1施設 100床

・ 令和6年度

鎌ヶ谷市 1施設 100床

引用：各市情報提供データより作成

○通所介護事業所数（令和4年4月1日現在）

・ 船橋市	1 6 6 施設	・ 習志野市	5 4 施設	
・ 八千代市	6 7 施設	・ 鎌ヶ谷市	4 6 施設	<u>計 3 3 3 施設</u>

うち認知症対応型通所介護

⇒介護保険法第8条第18項に規定する定員12名以下の認知症に特化した通所介護

・ 船橋市	6 施設	・ 習志野市	7 施設	
・ 八千代市	4 施設	・ 鎌ヶ谷市	0 施設	<u>計 1 7 施設</u>

4. 特別養護老人ホーム三山園について (1) 概要

1. 施設概要

所在地：船橋市三山2丁目3番2号 事業開始：昭和47年6月1日
施設建替：平成16年3月15日完成 敷地：5,053.00m²
建物：鉄筋コンクリート造3階建 延床面積：5,913.10m²
建設費：2,193,422千円（建替事業費）

1階（管理部門・通所）：事務室、洗濯室、厨房、通所（食堂、浴室）他

2階（一般フロア）：居室（4人部屋）10室、居室（2人部屋）8室、居室（個室）8室 計64人 医務室、静養室 他

3階（認知症フロア）：居室（4人部屋）9室、居室（2人部屋）8室、居室（個室）4室 計56人 他

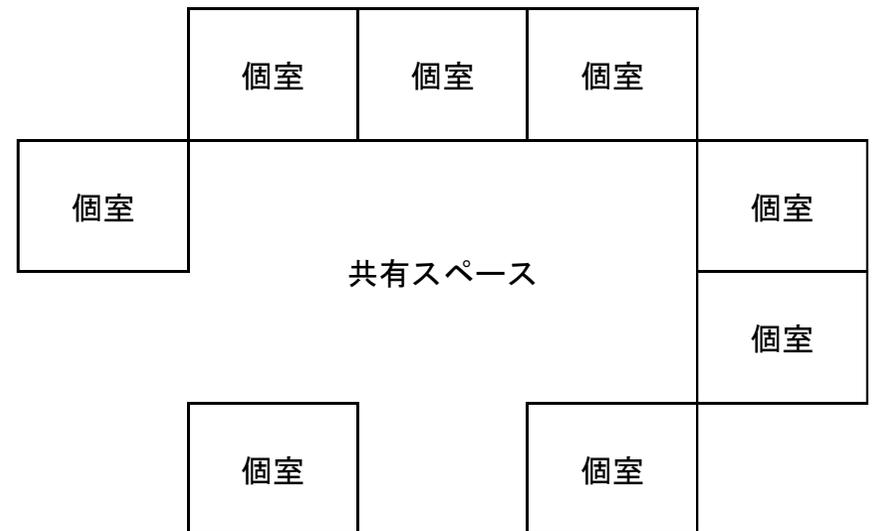
4. 特別養護老人ホーム三山園について (1) 概要

従来型



三山園

ユニット型



2. 事業概要

①介護老人福祉施設（100名）

昭和47年6月1日運営開始

②短期入所生活介護（20名）

開設当時 3名

平成16年4月1日 20名

③認知症対応型通所介護（12名）

平成16年4月1日 10名 認知症専門通所介護

平成18年4月1日 12名 介護保険法の改正に伴い、認知症対応型通所
介護となる

※平成16年4月1日建替えにより

短期入所生活介護の定員増加（3名→20名）、通所介護の運営開始

3. 理念

- ・ 利用者の意思及び人格を尊重する
- ・ 利用者の立場に立ち、自立した日常生活を支援する
- ・ 明るく家庭的な雰囲気の中で、優しく丁寧な介護に努める

この理念を基本とし、公立施設としてサービスの質の向上を図るとともに、重度の認知症にも対応できるようパーソンセンタードケアを目指しています。



※年齢や健康状態にかかわらず、すべての人々に価値があることを認め尊重し、ひとりひとりの個性に応じた取り組みを行い、認知症をもつ人の視点を重視し、人間関係の重要性を強調したケア

4. 医療体制

①協力病院

社会福祉法人恩賜財団済生会 千葉県済生会習志野病院
習志野市泉町1丁目1番1号

週3回の定期回診、体調不良者の診察、処方箋の作成、
入院支援、健康管理の助言、医療文書の作成、死亡診断書の作成

指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三山園運営規程
(協力病院)

第27条 三山園の協力病院は、千葉県済生会習志野病院とする。

②契約医療機関

(1) 精神科

医療法人社団ほっ きたなら駅上ほっとクリニック
船橋市習志野台3丁目1番1号 エキタきたなら3F

月2回の定期回診、処方箋の作成、入院時の紹介状の作成、
職員に対する認知症及び精神疾患等に係る健康管理に関する指導助言

(2) 歯科

医療法人社団康樹会 海岸歯科室
千葉市美浜区高洲3丁目14番6号 ストーニービル3F

週1回の訪問診察、歯科健診、口腔ケア、歯科治療

4. 特別養護老人ホーム三山園について (2) 職員体制

1. 特養職員数

(令和4年4月1日現在)

	事務員	相談員 介支員	看護師	介護員	管理 栄養士	機能訓練 指導員	洗濯 業務員	計
常勤職員	3	2	5	24	1	2	0	37
会計年度 任用職員	1	2	5	11	0	0	2	21
派遣職員	0	0	2	2	0	0	0	4
計	4	4	12	37	1	2	2	62

引用：四市複合事務組合職員データより作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (2) 職員体制

2. 通所職員数

(令和4年4月1日現在)

	相談員	介護員	運転手	計
常勤職員	2	0	0	2
会計年度 任用職員	0	4	3	7
派遣職員	0	1	0	1
計	2	5	3	10

相談員のうち1人は
デイサービスセンター長

管理栄養士・理学療法士
特養と兼務

※会計年度任用職員の介護員のうち1名育児休業

引用：四市複合事務組合職員データより作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (2) 職員体制

3. 平均年齢（令和4年4月1日現在）

常勤職員：44.3歳 会計年度任用職員：51.6歳

うち 看護職員：49.7歳 介護職員：44.2歳

4. 年齢構成（令和4年4月1日現在）

	21～25 歳	26～30 歳	31～35 歳	36～40 歳	41～45 歳	46～50 歳	51～55 歳	56～60 歳	61～65 歳	66～70 歳
常勤職員	0	1	3	9	11	7	6	1	1	0
会計年度 任用職員	1	0	2	1	2	9	4	1	5	3
計	1	1	5	10	13	16	10	2	6	3

※常勤職員のうち再任用職員2名

引用：四市複合事務組合職員データより作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (2) 職員体制

5. 採用時年齢

常勤職員平均年齢：34.4歳

うち 看護職員：39.6歳 介護職員：34.3歳

	22～24 歳	25～27 歳	28～30 歳	31～35 歳	36～40 歳	41～45 歳	46～50 歳	51～55 歳
常勤職員	5	5	7	9	5	2	4	2
うち 看護職員			2			1	2	
うち 介護職員	3	3	3	8	3	1	1	2

引用：四市複合事務組合職員データより作成

6. 平均勤続年数（令和4年4月1日現在）

①常勤職員：9.9年

うち 看護職員：9.9年 介護職員：7.7年

②会計年度任用職員：5.1年

うち 看護職員：2.8年 介護職員：5.4年

7. 勤続年数構成（令和4年4月1日現在）

①看護職員

	3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
常勤職員	3				1				1
会計年度 任用職員	3	2							
計	6	2	0	0	1	0	0	0	1

引用：四市複合事務組合職員データより作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (2) 職員体制

②介護職員

	3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
常勤職員	7	7	3	2	3		1		1
会計年度 任用職員	5	6	2	1	1				
計	12	13	5	3	4	0	1	0	1

③全職員

	3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
常勤職員	11	8	3	4	5	2	3	1	2
会計年度 任用職員	8	11	5	3	1				
計	19	19	8	7	6	2	3	1	2

8. 常勤職員退職者数

①職種別退職者数（定年退職以外）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計
看護職員	0	4	4	1	1	1	0	11
介護職員	3	3	4	4	7	3	3	27

②退職者平均勤続年数

看護職員：4.0年 介護職員：5.3年 全体：4.9年

③勤続3年以内退職者数

25人（65.8%） うち1年以内 11人（28.9%）

4. 特別養護老人ホーム三山園について (3) 利用状況

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

①利用実績（関係市別）

長期入所		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
船橋市	利用者数	585	573	561	561	546	563	547
	延人数(A)	17,284	17,176	17,041	16,969	16,691	17,030	16,715
	入院等延人数(B)	304	484	782	375	513	379	472
	A-B	16,980	16,692	16,259	16,594	16,178	16,651	16,243
習志野市	利用者数	243	215	216	209	212	203	212
	延人数(A)	6,504	6,303	6,558	6,340	6,504	6,104	6,503
	入院等延人数(B)	68	173	318	197	166	73	199
	A-B	6,436	6,130	6,240	6,143	6,338	6,031	6,304
八千代市	利用者数	241	235	234	232	236	232	230
	延人数(A)	7,243	7,032	7,120	7,112	7,193	7,044	7,099
	入院等延人数(B)	37	96	101	258	167	217	573
	A-B	7,206	6,936	7,019	6,854	7,026	6,827	6,526
鎌ヶ谷市	利用者数	180	179	176	174	175	177	169
	延人数(A)	5,373	5,296	5,373	5,294	5,358	5,426	5,095
	入院等延人数(B)	142	67	51	137	162	46	185
	A-B	5,231	5,229	5,322	5,157	5,196	5,380	4,910
合計	利用者数	1,249	1,202	1,187	1,176	1,169	1,175	1,158
	延人数(A)	36,404	35,807	36,092	35,715	35,746	35,604	35,412
	入院等延人数(B)	551	820	1,252	967	1,008	715	1,429
	A-B	35,853	34,987	34,840	34,748	34,738	34,889	33,983
	利用率	99.5%	98.1%	98.9%	97.8%	97.7%	97.5%	97.0%
	利用率(入院等除く)	98.0%	95.8%	95.5%	95.2%	94.9%	95.6%	93.1%

※全国平均利用率：96.4%（令和元年度、定員81～100名、回答数228）

引用：四市複合事務組合事業概要より作成 ※厚生労働省「令和2年介護事業経営実態調査」より作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (3) 利用状況

②利用実績（要介護度別）

長期入所		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
要介護度 1	延人数(入院等除く)	1,434	1,232	1,094	456	541	365	365
	割合	4.0%	3.5%	3.1%	1.3%	1.6%	1.0%	1.1%
要介護度 2	延人数(入院等除く)	2,530	1,266	1,202	1,471	1,281	1,095	1,075
	割合	7.1%	3.6%	3.5%	4.2%	3.7%	3.1%	3.2%
要介護度 3	延人数(入院等除く)	10,004	9,115	7,093	7,022	6,530	6,280	6,884
	割合	27.9%	26.1%	20.4%	20.2%	18.8%	18.0%	20.3%
要介護度 4	延人数(入院等除く)	12,393	12,690	13,408	14,992	14,218	14,668	15,311
	割合	34.6%	36.3%	38.5%	43.1%	40.9%	42.0%	45.1%
要介護度 5	延人数(入院等除く)	9,492	10,684	12,043	10,807	12,168	12,481	10,348
	割合	26.5%	30.5%	34.6%	31.1%	35.0%	35.8%	30.5%
計	延人数(入院等除く)	35,853	34,987	34,840	34,748	34,738	34,889	33,983
	平均要介護度	3.72	3.87	3.98	3.98	4.04	4.08	4.01

※割合については小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

引用：四市複合事務組合事業概要より作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (3) 利用状況

③入退所者数

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
船橋市	入所者数	15	10	10	9	7	12	12
	退所者数	15	10	12	9	9	9	18
習志野市	入所者数	5	7	4	6	1	7	3
	退所者数	4	7	5	6	5	4	4
八千代市	入所者数	4	4	4	5	2	5	2
	退所者数	5	3	4	5	1	5	7
鎌ヶ谷市	入所者数	3	3	2	4	2	2	8
	退所者数	3	3	2	5	3	3	6
計	入所者数	27	24	20	24	12	26	25
	退所者数	27	23	23	25	18	21	35

引用：四市複合事務組合事業概要より作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (3) 利用状況

④措置入所受入件数

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
船橋市				1	1	3	2
習志野市		2	1	1			
八千代市	1			1			
鎌ヶ谷市						1	1
計	1	2	1	3	1	4	3

⑤生活保護入所者数

令和4年4月1日現在

船橋市3人 習志野市2人 八千代市2人 鎌ヶ谷市8人

計 15人

4. 特別養護老人ホーム三山園について (3) 利用状況

⑥三山園待機者数

4月	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
船橋市	96	59	76	84	78	87	92
習志野市	42	28	27	35	37	43	48
八千代市	25	19	17	17	16	21	15
鎌ヶ谷市	5	5	6	6	7	6	7
その他	2	3	3	5	2	3	4
計	170	114	129	147	140	160	166

引用：特別養護老人ホーム長期入所申込者データより作成

2. 短期入所生活介護

①利用実績（関係市別）

短期入所		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
船橋市	利用者数	511	425	424	363	315	240	250
	利用日数	5,135	4,583	4,949	4,361	3,948	3,251	3,698
習志野市	利用者数	81	129	105	153	219	218	175
	利用日数	506	723	942	1,646	2,017	2,267	2,413
八千代市	利用者数	14	10			2		1
	利用日数	90	60			5		15
鎌ヶ谷市	利用者数	7						
	利用日数	202						
その他	利用者数	2	13	25	16	10	14	4
	利用日数	26	72	240	220	142	47	16
合計	利用者数	615	577	554	532	546	472	430
	利用日数	5,959	5,438	6,131	6,227	6,112	5,565	6,142
	利用率	81.4%	74.5%	84.0%	85.3%	83.5%	76.2%	84.1%

緊急ショート		1	1	2	2	2
--------	--	---	---	---	---	---

※全国平均利用率：75.7%（令和元年度、回答数785）

引用：四市複合事務組合事業概要より作成 ※厚生労働省「令和2年介護事業経営実態調査」より作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (3) 利用状況

②利用実績 (要介護度別)

短期入所		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
要介護度 1	利用日数	585	236	201	305	247	411	66
	割合	9.8%	4.3%	3.3%	4.9%	4.0%	7.4%	1.1%
要介護度 2	利用日数	720	872	938	816	982	1,102	788
	割合	12.1%	16.0%	15.3%	13.1%	16.1%	19.8%	12.8%
要介護度 3	利用日数	2,319	2,161	1,896	2,407	2,601	2,109	2,006
	割合	38.9%	39.7%	30.9%	38.7%	42.6%	37.9%	32.7%
要介護度 4	利用日数	1,370	1,206	2,099	1,846	1,838	1,315	1,970
	割合	23.0%	22.2%	34.2%	29.6%	30.1%	23.6%	32.1%
要介護度 5	利用日数	965	963	997	853	444	628	1,312
	割合	16.2%	17.7%	16.3%	13.7%	7.3%	11.3%	21.4%
計	利用日数	5,959	5,438	6,131	6,227	6,112	5,565	6,142
	平均要介護度	3.24	3.33	3.45	3.34	3.20	3.12	3.60

※割合については小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

引用：四市複合事務組合事業概要より作成

3. 認知症対応型通所介護

①利用実績（関係市別）

通所介護		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
船橋市	利用者数	190	212	243	228	213	197	206
	利用日数	1,572	1,767	1,904	1,918	1,638	1,520	1,631
習志野市	利用者数	100	95	74	69	86	68	66
	利用日数	1,180	842	702	702	892	855	898
八千代市	利用者数							
	利用日数							
鎌ヶ谷市	利用者数							
	利用日数							
合計	利用者数	290	307	317	297	299	265	272
	利用日数	2,752	2,609	2,606	2,620	2,530	2,375	2,529
	利用率	94.4%	89.5%	89.0%	89.5%	87.8%	81.4%	87.1%

4. 特別養護老人ホーム三山園について (3) 利用状況

②利用実績（要介護度別）

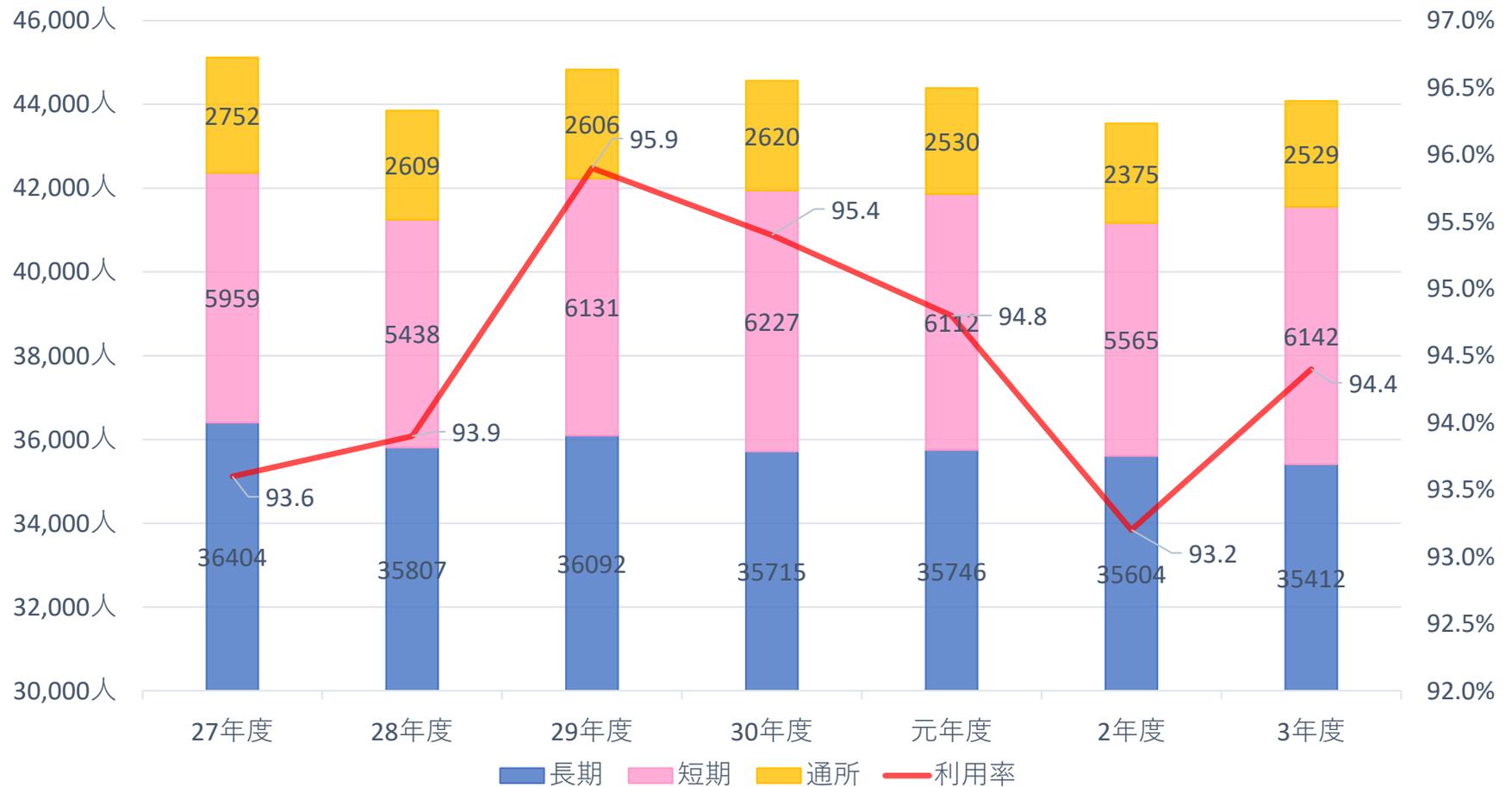
通所介護		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
要介護度 1	利用日数	247	285	181	150	434	421	363
	割合	9.0%	10.9%	6.9%	5.7%	17.2%	17.7%	14.4%
要介護度 2	利用日数	429	606	623	618	327	424	953
	割合	15.6%	23.2%	23.9%	23.6%	12.9%	17.9%	37.7%
要介護度 3	利用日数	915	771	878	891	898	645	643
	割合	33.2%	29.6%	33.7%	34.0%	35.5%	27.2%	25.4%
要介護度 4	利用日数	275	404	553	532	501	471	348
	割合	10.0%	15.5%	21.2%	20.3%	19.8%	19.8%	13.8%
要介護度 5	利用日数	886	543	371	429	370	414	222
	割合	32.2%	20.8%	14.2%	16.4%	14.6%	17.4%	8.8%
計	利用日数	2,752	2,609	2,606	2,620	2,530	2,375	2,529
	平均要介護度	3.41	3.12	3.12	3.18	3.02	3.01	2.65

※割合については小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

引用：四市複合事務組合事業概要より作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (3) 利用状況

4. 三山園合計



引用：四市複合事務組合事業概要より作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (4) 収支状況

1. 繰越金 (内部留保金)

【単位：円】

年度	歳入	歳出	翌年度繰越額 (内部留保金)	繰越金 増減額
21	613,900,864	534,676,309	79,224,555	21,922,683
22	604,165,420	546,224,747	57,940,673	△ 21,283,882
23	602,416,883	548,630,772	53,786,111	△ 4,154,562
24	602,450,601	552,248,629	50,201,972	△ 3,584,139
25	598,306,862	544,677,989	53,628,873	3,426,901
26	595,460,094	550,232,807	45,227,287	△ 8,401,586
27	601,581,372	560,800,184	40,781,188	△ 4,446,099
28	605,171,490	564,343,066	40,828,424	47,236
29	620,246,984	548,248,530	71,998,454	31,170,030
30	665,048,376	568,550,855	96,497,521	24,499,067
1	695,691,259	626,571,239	69,120,020	△ 27,377,501
2	691,108,026	675,231,664	15,876,362	△ 53,243,658
3	651,608,920	600,173,050	51,435,870	35,559,508

※令和3年度は見込み

引用：四市複合事務組合決算書データより作成

2. 船橋労働基準監督署からの是正勧告について

①内容

令和元年6月4日付、船橋労働基準監督署より是正勧告を受ける。

(資料⑩：是正勧告書・指導票)

概要は下記の通りである。

- ・ 仮眠時間4時間分の未払い賃金を支払うこと
- ・ タイムカードの打刻時間、勤務時間及び自己申告による時間外命令簿の相違について、実際の労働時間を把握し、未払い賃金がある場合は支払うこと

(いずれも未払い賃金遡及は平成31年1月分までとする)

②経緯

三山園開設当初より、夜勤時における仮眠時間の取り扱いについては、職員との合意のもと、勤務時間を含めず夜間勤務手当（25%）とは別に夜間介護手当（9,800円）を支給することとしていた。

しかし、令和元年5月1日採用の介護職員より、仮眠時間を労働時間としていないことは違法であるとの指摘があり、当該職員が船橋労働基準監督署に通報し、是正勧告を受けた。

③対応

組合としては、是正勧告を真摯に受け止め、平成31年1月分までではなく、賃金請求権の消滅時効である2年間遡及し、未払い分を退職者を含めて支払うこととした。

4. 特別養護老人ホーム三山園について (4) 収支状況

④ 遡及支払額

令和元年度（平成31年1月～令和元年6月） 14,455,440円

令和2年度（平成29年6月～平成30年12月） 53,682,510円

合計 68,137,950円

平成31年度末に約9,650万円あった繰越金が、令和2年度末には約1,600万円まで減少した。

令和3年度より運営経費についても、関係市に分賦金を請求している。

4. 特別養護老人ホーム三山園について (4) 収支状況

3. 関係市分賦金

【単位：千円】

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
船橋市	共通経費	24,664	22,452	27,936	50,996	31,780	34,616	32,096	28,592
	管理運営費	0	0	0	0	0	0	25,070	14,803
	起債償還金	35,202	35,204	35,180	35,194	35,220	35,266	25,594	18,101
	施設等整備基金	0	0	7,579	7,581	7,587	7,590	0	0
	三山園経費計	35,202	35,204	42,759	42,775	42,807	42,856	50,664	32,904
	合計	59,866	57,656	70,695	93,771	74,587	77,472	82,760	61,496
習志野市	共通経費	10,515	9,460	11,888	22,283	13,651	14,956	13,639	12,226
	管理運営費	0	0	0	0	0	0	10,653	6,329
	起債償還金	13,480	13,522	13,617	13,619	13,599	13,609	9,913	7,011
	施設等整備基金	0	0	2,933	2,934	2,930	2,929	0	0
	三山園経費計	13,480	13,522	16,550	16,553	16,529	16,538	20,566	13,340
	合計	23,995	22,982	28,438	38,836	30,180	31,494	34,205	25,566
八千代市	共通経費	11,597	10,414	12,635	23,647	14,734	15,910	14,731	13,227
	管理運営費	0	0	0	0	0	0	11,506	6,847
	起債償還金	14,798	14,797	14,762	14,771	14,784	14,800	10,794	7,656
	施設等整備基金	0	0	3,180	3,182	3,185	3,186	0	0
	三山園経費計	14,798	14,797	17,942	17,953	17,969	17,986	22,300	14,503
	合計	26,395	25,211	30,577	41,600	32,703	33,896	37,031	27,730
鎌ヶ谷市	共通経費	9,187	8,081	10,100	18,318	11,396	12,476	11,345	10,167
	管理運営費	0	0	0	0	0	0	8,861	5,263
	起債償還金	10,794	10,752	10,715	10,691	10,671	10,663	7,727	5,462
	施設等整備基金	0	0	2,308	2,303	2,298	2,295	0	0
	三山園経費計	10,794	10,752	13,023	12,994	12,969	12,958	16,588	10,725
	合計	19,981	18,833	23,123	31,312	24,365	25,434	27,933	20,892
合計	共通経費	55,963	50,407	62,559	115,244	71,561	77,958	71,811	64,212
	管理運営費	0	0	0	0	0	0	56,090	33,242
	起債償還金	74,274	74,275	74,274	74,275	74,274	74,338	54,028	38,230
	施設等整備基金	0	0	16,000	16,000	16,000	16,000	0	0
	三山園経費計	74,274	74,275	90,274	90,275	90,274	90,338	110,118	71,472
	合計	130,237	124,682	152,833	205,519	161,835	168,296	181,929	135,684

引用：四市複合事務組合予算書より作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (4) 収支状況

4. サービス収入 (介護報酬)

【単位：円】

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
長期	保険	308,618,735	304,734,002	310,714,592	321,913,000	324,877,183	327,356,918	314,681,162
	自己負担	69,789,248	70,035,384	73,783,143	71,160,900	70,911,238	73,330,033	75,163,077
	計	378,407,983	374,769,386	384,497,735	393,073,900	395,788,421	400,686,951	389,844,239
	平均単価	10,819	10,712	11,036	11,312	11,394	11,485	11,472
	利用率	95.8%	95.8%	95.5%	95.2%	94.9%	95.6%	93.1%
短期	保険	51,302,762	45,810,248	50,983,011	51,540,318	52,778,014	47,235,125	52,902,737
	自己負担	14,899,187	15,021,611	17,410,377	17,650,101	16,583,006	16,454,993	17,694,594
	計	66,201,949	60,831,859	68,393,388	69,190,419	69,361,020	63,690,118	70,597,331
	平均単価	11,110	11,186	11,155	11,111	11,348	11,445	11,494
	利用率	81.4%	74.5%	84.0%	85.3%	83.5%	76.2%	84.1%
通所	保険	27,374,188	24,806,106	25,186,630	25,959,469	24,834,146	24,463,428	23,715,461
	自己負担	4,787,192	4,913,619	4,840,641	4,709,455	4,280,661	4,070,766	4,397,853
	計	32,161,380	29,719,725	30,027,271	30,668,924	29,114,807	28,534,194	28,113,314
	平均単価	11,687	11,391	11,522	11,706	11,508	12,014	11,116
	利用率	94.4%	89.5%	89.0%	89.5%	87.8%	81.4%	87.1%
計	保険	387,295,685	375,350,356	386,884,233	399,412,787	402,489,343	399,055,471	391,299,360
	自己負担	89,475,627	89,970,614	96,034,161	93,520,456	91,774,905	93,855,792	97,255,524
	計	476,771,312	465,320,970	482,918,394	492,933,243	494,264,248	492,911,263	488,554,884

※令和3年度は見込み

引用：四市複合事務組合決算書データより作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (4) 収支状況

5. 人件費

①人件費率

○歳出に占める人件費率

【単位：円】

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
歳出	560,800,184	564,343,066	548,248,530	568,550,855	585,717,610	621,549,154	600,173,050
うち人件費	339,246,492	339,679,599	304,236,060	317,473,438	354,603,013	375,303,080	357,225,069
人件費率	60.5%	60.2%	55.5%	55.8%	60.5%	60.4%	59.5%

【起債償還金除く】

歳出	486,525,724	490,068,606	473,974,070	494,276,395	511,443,150	547,160,870	546,180,132
うち人件費	339,246,492	339,679,599	304,236,060	317,473,438	354,603,013	375,303,080	357,225,069
人件費率	69.7%	69.3%	64.2%	64.2%	69.3%	68.6%	65.4%

※元年度、2年度については、是正勧告による追加支給除く

※3年度については見込み

引用：四市複合事務組合決算書より作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (4) 収支状況

○サービス収入に対する人件費率

【単位：円】

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
サービス収入	476,771,312	465,320,970	482,918,394	492,933,243	494,264,248	492,911,263	488,554,884
人件費	339,246,492	339,679,599	304,236,060	317,473,438	354,603,013	375,303,080	357,225,069
人件費率	71.2%	73.0%	63.0%	64.4%	71.7%	76.1%	73.1%

※3年度サービス収入については見込み

※全国平均人件費率：63.6%（令和元年度、介護老人福祉施設）

引用：四市複合事務組合決算書より作成 ※厚生労働省「令和2年介護事業経営実態調査」より作成

②平均年収（令和3年度 通勤手当除く）

全職員：539万円（31名） 介護職員：554万円（19名）

※令和3年4月1日採用者、年度途中退職者、育休者除く

③特殊勤務手当

四市複合事務組合職員の住居手当等の支給に関する規則第4条 (資料⑪)

○夜間介護手当・・・夜勤1回9,800円支給

○夜間待機手当・・・オンコール1回1,000円支給

○業務手当・・・・・・・・役職に応じて支給 (月額)

- ・施設長：40,000円
- ・事務長：30,000円
- ・ショートステイ管理者：25,000円
- ・デイサービスセンター長：20,000円
- ・看護師長、介護士長：20,000円
- ・副看護師長、副介護士長：17,000円
- ・介護リーダー：15,000円
- ・介護サブリーダー：10,000円

4. 特別養護老人ホーム三山園について (4) 収支状況

○介護福祉手当・・・資格に応じて支給（月額）

- ・ 介護福祉士：25,000円
- ・ 社会福祉士：20,000円
- ・ 介護支援専門員：5,000円
- ・ 認知症ケア専門士：5,000円
- ・ (准)看護師：25,000円
- ・ 理学療法士：20,000円
- ・ 管理栄養士：20,000円
- ・ 初任者研修修了者、旧ヘルパー2級研修修了者：5,000円
- ・ 社会福祉主事任用資格：20,000円（支給から5年間）
- ・ はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師：5,000円

○年末年始手当手当・・・12月29日から1月3日までに勤務した場合
1回5,000円

○プロジェクト手当・・・重要事項の調査研究、計画策定及び遂行等
月額20,000円以内

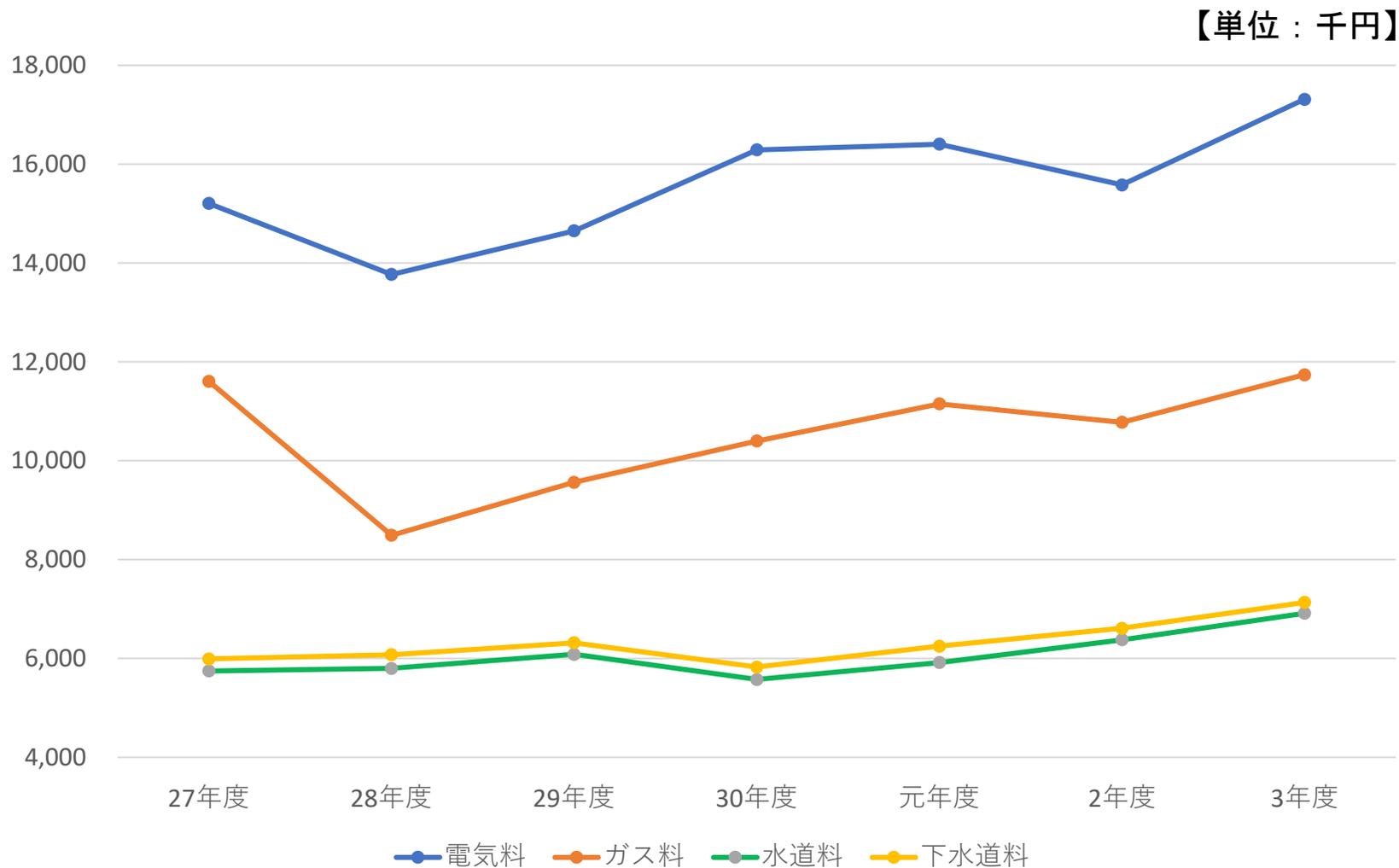
4. 特別養護老人ホーム三山園について (4) 収支状況

6. 光熱水費

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
電気	使用量(kWh)	749,709	802,363	775,194	801,917	815,516	863,897	854,919
	使用料金(円)	15,202,497	13,767,349	14,648,234	16,285,810	16,401,005	15,576,313	17,309,865
	単価(円)	20.28	17.16	18.90	20.31	20.11	18.03	20.25
ガス	使用量(m ³)	126,470	112,015	118,845	119,719	131,068	143,100	138,386
	使用料金(円)	11,601,698	8,490,970	9,561,988	10,396,338	11,147,318	10,775,272	11,737,087
	単価(円)	91.73	75.80	80.46	86.84	85.05	75.30	84.81
水道	使用量(m ³)	17,818	17,958	18,716	17,359	18,135	19,192	20,607
	使用料金(円)	5,745,451	5,797,769	6,081,017	5,573,932	5,914,193	6,374,794	6,913,343
	単価(円)	322.45	322.85	324.91	321.10	326.12	332.16	335.49
下水道	使用量(m ³)	17,818	17,958	18,716	17,359	18,135	19,192	20,607
	使用料金(円)	5,990,291	6,073,552	6,315,186	5,824,226	6,247,179	6,609,434	7,131,808
	単価(円)	336.19	338.21	337.42	335.52	344.48	344.38	346.09

引用：四市複合事務組合決算書データより作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (4) 収支状況



引用：四市複合事務組合決算書データより作成

1. 三山園経営再建計画作成の経緯

平成12年の介護保険法施行後、関係市との合意のもと、職員数を必要最低限に抑えた上、三山園の運営費については介護報酬で賄うこととしてきたが、平成22年度から赤字運営が常態化していた。

平成27年9月の平成28年度予算作成時に翌年度の平成29年度への繰越金が大幅に減少し、運営経費を介護報酬で賄うことができない見込みとなったことから、四市複合事務組合議会の承認のもと、平成28年10月に三山園経営再建計画を策定した。

2. 計画の概要と現状の取り組み

①公の施設としての役割

【計画】

民間施設に模範となる介護サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアシステムの中核的な機能を担える施設となる。

- ・ 高い医療ニーズの対応
- ・ 生活リハビリの取り組み
- ・ 認知症施策の取り組み
- ・ 地域福祉への寄与を行う

【現状】

・ 高い医療ニーズの対応

濟生会習志野病院医師の往診、精神科医師の往診、歯科医師訪問治療を行っている。

・ 生活リハビリの取り組み

計画策定後の新規の取り組みはない

・ 認知症施策の取り組み

計画策定後の新規の取り組みはない

4. 特別養護老人ホーム三山園について (5) 三山園経営再建計画

- 地域福祉への寄与を行う

平成31年に近隣事業所等の参加も含めた認知症講演会を開催
近隣住民も参加できる認知症カフェを年6回
→新型コロナウイルス感染症により現在は中止

- その他

措置、緊急ショートを受け入れを可能な限り行っている。
(ベッドの空きが無い場合や重篤者が多い場合など、状況により
断る場合もある)

②財源の確保

【計画】

- ・ 関係市の負担金による施設等整備基金（1,600万円/年）
→施設修繕、高額備品の購入の財源
- ・ 介護報酬新規加算の取得（約2,550万円/年）
→日常生活継続支援加算・介護職員処遇改善加算
- ・ 園長、事務長人件費の事務局負担
→三山園職員から登用するまでの園長5年間、事務長3年間は事務局からの派遣とし、総務費（事務局経費）で負担する

引用：特別養護老人ホーム三山園経営再建計画書より作成

4. 特別養護老人ホーム三山園について (5) 三山園経営再建計画

【現状】

- ・ 関係市の負担金による施設等整備基金（1,600万円/年）
平成29年度から予算計上しているが、令和3年度から新型コロナウイルス感染症による関係市の財政状況を考慮し、予算計上を見送っている。
- ・ 介護報酬新規加算の取得（約2,550万円/年）
日常生活継続支援加算、口腔衛生管理体制加算、口腔衛生管理加算、精神科医療養指導加算、療養食加算（約1,800万円/年）
※介護職員処遇改善加算は未算定

4. 特別養護老人ホーム三山園について (5) 三山園経営再建計画

- ・ 園長、事務長人件費の事務局負担

事務長については、平成29年度・30年度の2年間の負担で平成31年度より三山園職員から登用している。

園長については、5年間（平成29年度から令和3年度）を超えて令和4年度についても事務局負担となっている。

③介護サービスの質の向上

【計画】

介護サービスの質の向上、職員の労働環境の改善のため、入所者に対する介護職員（看護職員含む）の配置人数を最低基準である3対1から2.5対1に増員する。

資格手当を新設し、介護福祉士を増員する。

入所者 120名（定員）

3対1

2.5対1

職員 40名



48名

4. 特別養護老人ホーム三山園について (5) 三山園経営再建計画

【現状】

令和4年4月1日現在、派遣職員を含め、以下のとおりである。

(目標：2.5対1)

利用実績：2.62対1

定員：2.86対1

(40,125人÷365日÷42人≒2.62)

120人÷42人≒2.86)

(令和4年4月1日現在)

	介護職員				看護職員				合計			
	常勤	会計年度	派遣	計	常勤	会計年度	派遣	計	常勤	会計年度	派遣	計
雇用人数	24	11	2	37	5	5	2	12	29	16	4	49
常勤換算	24	7.3	2.0	33	5	2.2	1.0	8	29	9.5	3.0	42

④職員給与費の削減

【計画】

- ・ 基本給の減額
→ 勤続年数6年以上の職員について、6～12%減額
- ・ 手当の減額
→ 地域手当12%から6%、勤勉手当1.2月削減
- ・ 給料表の一本化
→ 職種に応じて2つの給料表を適用していたが一本化
- ・ 独自の昇給昇格基準の作成
→ 1年間の昇給を4号給から2号給

【現状】

- 基本給の減額
- 手当の減額
- 給料表の一本化
- 独自の昇給昇格基準の作成

計画通り実施済み。計画にはない年末年始手当、夜間勤務手当の支給もしている。

⑤職員の責任の自覚に向けた取り組み

【計画】

- ・ 各部門の責任者としてその職務に応じた管理責任手当を新設し、組織内の指揮命令系統及び責任体制を明確にする。
- ・ 三山園職員から園長を登用できるように組織の見直しを図る。
- ・ 職員が自ら三山園の重要課題に取り組むプロジェクトを立ち上げたときに支給する手当を新設する。

【現状】

- ・ 各部門の責任者としてその職務に応じた管理責任手当を新設し、組織内の指揮命令系統及び責任体制を明確にする。
計画通り実施済み。
- ・ 三山園職員から園長を登用できるように組織の見直しを図る。
計画通り実施済み。
- ・ 職員が自ら三山園の重要課題に取り組むプロジェクトを立ち上げたときに支給する手当を新設する。
制度は規定したが、現在支給対象者はいない。

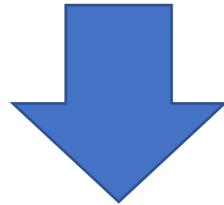
5. 三山園あり方検討審議会について (1) 趣旨

1. 三山園は老人福祉法に基づき、公費により措置入所を行う公助の制度下において運営をしてきたが、平成12年度に介護保険法が施行されると利用者に対し、保険料を基にサービスの提供を行う互助の制度下での運営となった。

介護保険法施行後は、民間施設が増加し、三山園についてもこれまでの公費負担の施設という位置付けではなく、他施設同様に利用者との契約によりサービスを提供する施設となった。

2. 千葉県内510施設のうち、平成15年に10施設あった公立施設は公設公営3施設、指定管理者制度による運営3施設のみとなった（公設公営1施設は令和4年度末で閉鎖）。また、総務省が平成21年度より経営健全化の観点から地方公営企業の抜本的な改革に取り組んだことで、全国的にも公設公営の特別養護老人ホームの民営化が進んでいる。

3. 介護報酬で賄っていた運営費について、令和3年度から関係市に負担金を請求せざるを得ない状況となっており、介護保険制度の枠内における運営が困難となってきている。



令和4年第1回四市複合事務組合議会定例会（令和4年2月16日）

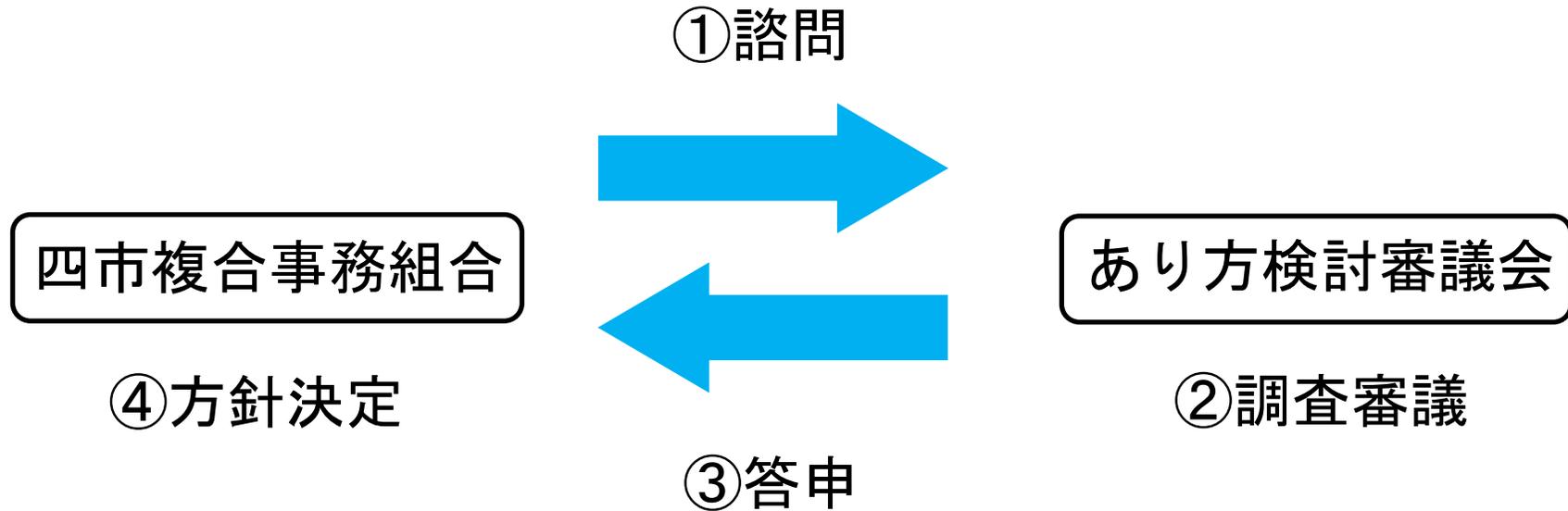
四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例を上程

【地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関として設置】

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

【四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例】

別紙：資料②



委員の任期は条例第4条の規定に基づき、③答申までとする。

【諮問事項】

介護保険法施行後の状況の変化及び施設の現状等を踏まえた公設公営施設としての特別養護老人ホーム三山園の役割及び今後のあり方について

1. 関係市のニーズを踏まえた公設公営としての役割
2. 介護保険法施行下における特養のあり方と財政負担
3. 今後の運営方法